

産業廃棄物処分業許可証

住所 青森県弘前市大字神田五丁目4番地5

氏名 株式会社青南商事

代表取締役 安東 元吉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和3年10月29日

許可の有効年月日 令和8年10月12日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

圧縮施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 廃プラスチック類、イ 木くず、ウ ゴムくず、エ 金属くず、

オ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

以上5品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 秋田県能代市浅内字横長根3-1 他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年10月13日 新規許可

令和3年10月29日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

[WEB公開用]こちらの許可証写は新規契約書締結時に使用しないでください。

別記1

- (1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の中間処理施設等を除く)。  
(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
圧縮 (廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) (平成28年9月5日設置) (許可番号 許可対象外)	141.02 t/日	1	秋田県能代市浅内字横長根3-1、4 -1